DYNAMIC MAP PLATFORM

第10期 定時株主総会
招集ご通知

日時

2026年６月25日（木曜日）
午前10時（受付開始時間は９時30分）

場所

東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
NBF渋谷イースト1階
FStudio SHIBUYA
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第１号議案　資本金の額の減少の件
第２号議案　取締役３名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　社外取締役に対する事後交付型株式報酬制度の対象者の変更の件

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
証券コード：336A

証券コード　336A
2026年６月10日
（電子提供措置の開始日　2026年６月３日）

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番４号
ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
代表取締役社長　吉　村　修　一

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記のウェブサイトに「第10期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://www.dynamic-maps.co.jp/ir/meeting/

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名（ダイナミックマッププラットフォーム）又は証券コード（336A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年６月24日（水曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年６月25日（木曜日）午前10時（受付開始時間は９時30分）

2．場　　所　東京都渋谷区渋谷三丁目３番５号 NBF渋谷イースト１F
FStudio SHIBUYA
（本総会の会場は前回と異なっておりますので、ご来場の際はお間違いのないようご注意ください。）

3．目的事項

報告事項

1．第10期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第10期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　資本金の額の減少の件
第２号議案　取締役３名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　社外取締役に対する事後交付型株式報酬制度の対象者の変更の件

4．招集にあたっての決定事項　インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。インターネット又は書面による議決権行使については、次ページ以降をご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款の定めにより、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・「事業報告」の「新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
・「連結計算書類」の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
・「計算書類」の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年６月25日（木曜日）午前10時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年６月24日（水曜日）午後６時到着まで

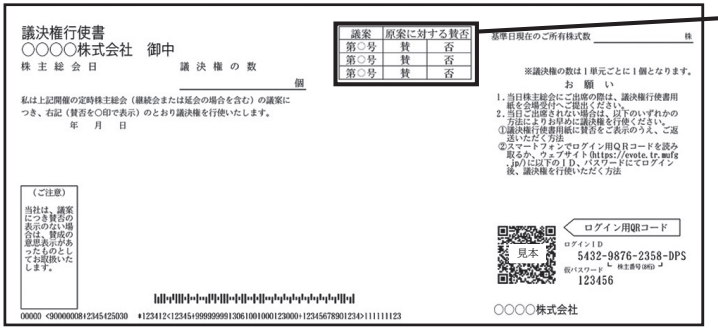
インターネット等による議決権行使の場合



次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年６月24日（水曜日）午後６時まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、４、５号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２、３号議案

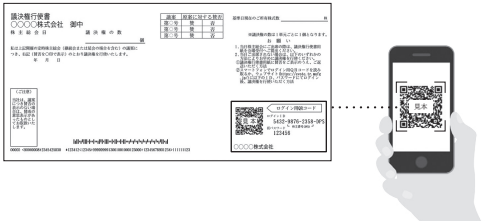
- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

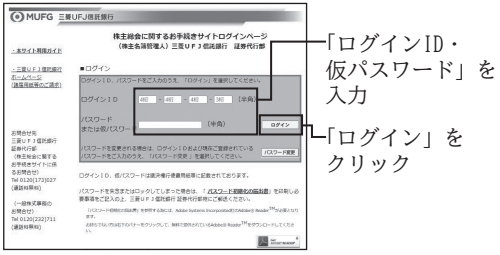
2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話無料／受付時間 午前9：00 ～ 午後9：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　資本金の額の減少の件

当社の今後の柔軟かつ機動的な資本政策を可能とするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えることにつきご承認をお願いするものです。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではございません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、１株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

１．減少する資本金の額

資本金の額106,415,600円のうち、96,415,600円減少して10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を資本準備金に振り替えたいと存じます。

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が本減少の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

２．資本金の額の減少が効力を生じる日

2026年８月31日

第２号議案　　取締役３名選任の件

取締役全員（４名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の変更のため取締役を１名減員し、社外取締役２名を含む取締役３名を選任することのご承認をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	再任 吉村修一（よしむらしゅういち） （1982年５月18日生）	2005年４月 2012年７月 2015年７月 2017年６月 2017年７月 2020年11月 2021年６月 2022年１月 2022年10月 2024年６月 2024年６月	三井物産株式会社 入社 株式会社産業革新機構（現株式会社産業革新投資機構）入社 同社 ヴァイスプレジデント 当社 社外取締役 株式会社産業革新機構（現株式会社産業革新投資機構） ディレクター 当社取締役副社長、Ushr, Inc.（現Dynamic Map Platform North America, Inc.）（当社子会社）Director 当社 代表取締役副社長 当社 代表取締役社長CEO（現任） 株式会社DMP Axyz（現ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社）（当社子会社）取締役（現任） Dynamic Map Platform North America, Inc.（当社子会社） Chairman（現任） Dynamic Map Platform Europe, GmbH（当社子会社） Managing Director（現任）	－
		【取締役候補者とした理由】 長年にわたり投資及び事業開発に従事し、当社取締役へ就任して以降、それまでに培った経営及び投資戦略に関する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの経営を強力に牽引してまいりました。今後も当社における重要な経営の意思決定及び業務執行の監督において中核的な役割を担い、当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できると判断したことから、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	再任 社外 独立 鈴木秀和 (1982年7月18日生)	2005年4月 2018年9月 2018年12月 2020年7月 2022年6月	大和証券SMBC株式会社（現大和証券株式会社） 入社 株式会社アトラエ 入社 同社 取締役CFO（現任） 株式会社アルティーリ 取締役CFO 当社 社外取締役（現任）	－
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたる大手金融機関での従事及びCFOとしての経営への参画を通じて金融、投資、財務戦略全般について豊富な知識と経験を有しております。当社の社外取締役就任以降、その専門的な見地から当社の経営に対し有益な助言及び監督機能を果たしており、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できると判断しました。また、報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことが期待できると判断したことから、社外取締役候補者といたしました。		
3	再任 社外 独立 志賀俊之 (1953年9月16日生)	1976年4月 1999年7月 2000年4月 2005年4月 2013年11月 2015年6月 2018年9月 2020年6月 2022年11月 2023年1月 2024年12月 2025年7月	日産自動車株式会社 入社 同社 企画室長、アライアンス室長 同社 常務執行役員 同社 最高執行責任者 同社 代表取締役副会長 同社 取締役副会長 株式会社産業革新機構 代表取締役会長（CEO） 株式会社INCJ 代表取締役会長（CEO） 当社 社外取締役 株式会社技術承継機構 社外取締役（現任） 株式会社and Capital 社外取締役（現任） 株式会社スマートドライブ 社外取締役（現任） 当社 社外取締役（現任）	－
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長年にわたり企業経営の要職を歴任しており、企業経営に関する豊富な知識と経験を有しております。当社の社外取締役就任以降、企業経営に関する高い見識から当社の経営に対し有益な助言及び監督機能を果たしており、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与できると判断しました。また、報酬諮問委員会の委員長として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことが期待できると判断したことから、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．鈴木秀和氏及び志賀俊之氏は、社外取締役候補者であります。
２．鈴木秀和氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。志賀俊之氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって11ヶ月となり、通算の就任期間は３年11ヶ月となります。
３．当社は、鈴木秀和氏及び志賀俊之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立社外役員として届け出ております。両氏の再任が原案どおり承認された場合には、両氏を引き続き独立社外役員とする予定であります。
４．当社は鈴木秀和氏及び志賀俊之氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額としております。両氏が原案どおり再任されますと、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
６．前記各候補者と当社の間に特別な利害関係はございません。

第３号議案　　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外監査役２名を含む監査役３名を選任することのご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	新任 渡邊 尚久（わたなべ なおひさ） （1964年３月４日生）	1986年４月 2011年４月 2014年４月 2020年７月 2024年４月	三菱電機株式会社 入社 同社 宇宙システム企画部長 同社 電子システムコンプライアンス部 次長 当社 入社 管理部長 当社 内部監査室長（現任）	－
		【監査役候補者とした理由】 三菱電機株式会社及び当社において管理分野における責任者を歴任し、同分野において豊富な知識と経験を有しております。また、当社の内部監査業務を３年超経験しており、当社の監査業務をより充実させることができると判断したことから、監査役候補者といたしました。		
2	再任 社外 中山達也（なかやま たつや） （1981年９月23日生）	2005年10月 2012年８月 2013年２月 2017年１月 2018年９月 2020年４月 2021年６月	弁護士登録（第一東京弁護士会）西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業） 入所 Weil, Gotshal & Manges LLP勤務 米国ニューヨーク州弁護士登録 西村あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業） パートナー（現任） 成蹊大学法科大学院 非常勤講師 東京大学法学部 非常勤講師 当社 社外監査役（現任）	－
		【社外監査役候補者とした理由】 弁護士として企業法務に精通し、法曹界における豊富な経験を有しており、当社の監査に活かしていただけるものと判断したことから、社外監査役候補者といたしました。なお、中山氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	再任 社外 独立 大橋 俊之（おおはし としゆき） (1974年9月5日生)	1999年４月 2000年７月 2009年10月 2010年９月 2011年１月 2011年４月 2016年３月 2016年９月 2021年９月 2022年６月 2022年７月 2023年１月 2023年２月 2023年８月 2024年12月 2025年10月 2026年３月	デロイトトーマツコンサルティング株式会社 入社 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 株式会社産業革新機構（現株式会社産業革新投資機構） 入社 エナックス株式会社 社外取締役 株式会社中村超硬 社外監査役 株式会社JEOL RESONANCE（現日本電子株式会社） 社外取締役 住化積水フィルムホールディングス株式会社（現住化積水フィルム株式会社） 社外取締役 株式会社ネオキャリア 入社 執行役員（財務戦略担当） 株式会社篠原製作所 社外取締役（現任） 当社 社外監査役（現任） 京和精工株式会社 社外監査役 株式会社技術承継機構 入社（現任） 京和精工株式会社 社外取締役（現任） 株式会社天鳥 社外取締役 株式会社天鳥 代表取締役 株式会社多賀製作所 社外監査役（現任） 株式会社アドバンス 社外取締役（現任） 株式会社天鳥 取締役（現任）	－
		【社外監査役候補者とした理由】 長年にわたる大手金融機関での従事及び投資先の経営への参画を通じて投資、財務戦略、M&A等について豊富な知識と経験を有しており、当社の監査に活かしていただけるものと判断したことから、社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．中山達也氏及び大橋俊之氏は、社外監査役候補者であります。
２．中山達也氏の当社社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって５年となります。大橋俊之氏の当社社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。
３．当社は、大橋俊之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立社外役員として届け出ております。同氏の再任が原案どおり承認された場合には、同氏を引き続き独立社外役員とする予定であります。
４．当社は中山達也氏及び大橋俊之氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額としております。両氏が原案どおり再任されますと、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。

また、渡邊尚久氏の選任が承認された場合は、同様の契約を締結する予定であります。

5．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各監査役候補者は、監査役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6．前記各候補者と当社の間に特別な利害関係はございません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項の規定に基づき予め補欠監査役１名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
新任　社外　独立 なかがわこうすけ 中川浩輔 （1979年６月20日生）	2007年９月 2014年１月 2018年８月 2022年７月 2023年５月	弁護士登録（第一東京弁護士会）TMI総合法律事務所 入所 株式会社産業革新機構（現株式会社産業革新投資機構）入社 Rajah & Tann Asia（Singapore）入所 中川総合法律事務所開設 事務所代表（現任） reverSASP Therapeutics株式会社 監査役（現任）	－
	【補欠の社外監査役候補者とした理由】 弁護士として企業法務に精通し、法曹界における豊富な経験を有しており、当社の監査に活かしていただけるものと判断したことから、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

（注）１．中川浩輔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

２．中川浩輔氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立社外役員として届け出る予定であります。

３．当社は、中川浩輔氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が規定する限度額とする契約を締結する予定であります。

４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。中川浩輔氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

５．中川浩輔氏と当社の間に特別な利害関係はございません。

第５号議案　　社外取締役に対する事後交付型株式報酬制度の対象者の変更の件

当社の社外取締役の報酬は、金銭報酬の上限については2023年9月29日に開催した臨時株主総会において年額1億円以内（以下「基本報酬枠」といいます。）、当該基本報酬枠とは別枠で事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づく当社株式の割当てのための金銭報酬債権及び金銭の総額及び株式数については2025年6月26日に開催した第9期定時株主総会（以下「第９期定時株主総会」といいます。）において年額２千万円以内、年１万６千株以内とすることを、それぞれご承認いただいております。

当社の社外取締役である志賀俊之氏については、当社の社外取締役に就任する直前の2025年６月30日まで株式会社INCJの代表取締役会長（CEO）に就任していたこと等に鑑み本制度の対象外としておりましたが、同氏が同職を退任後約1年が経過することに伴い、今般、同氏に対しても当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、同氏を本制度の対象に追加することにつき、ご承認をお願いするものであります。

現在の社外取締役は２名であり、そのうち本制度の対象となる社外取締役は１名でありますが、第２号議案及び本議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる社外取締役は２名となります。なお、本制度に基づく当社株式の割当てのための金銭報酬債権及び金銭の総額及び株式数に変更はなく、本制度に基づく株式報酬の支給条件等については、第９期定時株主総会におけるご承認の範囲内で当社取締役会において決定する方針に従うものといたします。

また、本議案における対象者の変更は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

志賀俊之氏を本制度の対象者に追加すること以外に本制度の内容に変更はありません。第９期定時株主総会においてご承認いただいた本制度の内容は以下のとおりです。

(1) 概要

本制度は、対象期間に係る報酬として、事前に定める数の当社株式及び金銭を当該対象期間終了後に交付する類型の株式報酬制度となります。対象期間は、毎年４月1日から翌年３月31日までの１事業年度とします。

具体的には、当社は、本制度の導入後、各事業年度に係る定時株主総会開催日から１ヶ月以内に開催する当社の取締役会において、各社外取締役に対して支給する株式ユニット数（以下「支給ユニット数」といいます。）を事前に定めたうえで、当該各社外取締役のうち、後記（２）の条件を満たした者に対して、対象期間に係る報酬として、対象期間終了後に開催する当社の取締役会決議に基づき、支給ユニット数に応じて当社取締役会が定める当社株式の割当てを受けるために社外取締役が給付することとなる現物出資財産としての金銭報酬債権及び当該株式の交付に伴い生じる納税資金確保のための金銭を支給します。社外取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することで、当社株式について発行又は処分を受けることになります。

なお、対象期間終了後に社外取締役に付与される金銭報酬債権額及び納税資金確保のための金銭額の合計額は、各社外取締役の支給ユニット数に、対象期間終了後に開催される当社株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることにより算定するものとし、各社外取締役への具体的な支給時期及び配分、納税資金確保のための金銭の割合については、取締役会において決定することといたします。

また、支給ユニット数に応じた当社株式の割当てのために社外取締役に対して支給する金銭報酬債権の額及び金銭の額が上記の本制度に関する報酬等の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、支給する当社株式の数及び金銭の額を合理的な方法によって減少させることとします。

これにより社外取締役が発行又は処分を受ける当社株式の総数は、年１万６千株以内とします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社株式の株式分割（当社株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他本制度により発行又は処分をされる当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(2) 社外取締役に対する報酬の支給条件

社外取締役が対象期間中継続して当社の取締役の地位を有することを本制度に基づく報酬を支給する条件とし、社外取締役が、対象期間中に正当な理由なく当社の取締役を退任したこと及び一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定めるものとします。）に該当した場合には、社外取締役に対して本制度に基づいた金銭報酬債権及び金銭は支給されず、当社株式も交付されません。

ただし、対象期間中に社外取締役が死亡により退任した場合、当該社外取締役の相続人に対して、当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で支給するものとします。なお、対象期間中に社外取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合、当社取締役会が必要に応じて合理的に調整する数の当社株式及び金銭を支給するものとします。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会とします。）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されている時に限ります。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い社外取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で支給するものとします。

以　上

事　業　報　告

（2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、全体として緩やかな回復基調で推移しました。こうしたなか、AI活用の進展を背景に、自動運転をはじめとする先進運転支援分野への関心は引き続き高く、関連技術開発に向けた取り組みが継続しました。一方、自動車業界では、EV戦略の再整理や中東情勢の緊迫化に伴う原材料・エネルギー価格動向への警戒感もあり、完成車メーカー及び部品メーカーにおいて、開発投資に対する姿勢は慎重さを伴う状況となりました。

そのような環境下、自動運転及び先進運転支援システムに対するニーズは引き続き拡大しており、それに伴い、当社グループが提供する高精度3次元データの量産車への搭載に加え、現実世界を高精度に再現したデータを用いたAIの学習・検証用途（Data for AI）における開発利用が進展しました。このようなAI用途向けに、当社グループでは高精度3次元データを国内外の自動車メーカーグループや大手半導体メーカー等の法人顧客向けにライセンス提供しており、当連結会計年度においては、当該法人向けライセンス契約の提供が拡大しました。当社グループでは、これまで先進国を中心に高精度3次元データの新規整備を進めてまいりましたが、当連結会計年度において主要地域での新規整備がおおむね完了し、世界における整備距離数の合計は180万km超に達しました。これにより、当社グループの事業は、データの新規整備フェーズから、提供・更新フェーズへと移行しております。これを踏まえ、当連結会計年度においては、海外子会社を中心とした事業運営体制の見直しを進めました。また、国内においては、高齢化や人口減少問題を背景に、社会・産業におけるデジタル化や効率化に向けた取り組みが加速しており、自動車分野以外においても、高精度3次元データを見える化するViewerプロダクトについて、ソフトウエア開発の完了に加え、事故調査やインフラ管理用途、不動産デベロッパー向けの提供が進展しました。さらに、高精度3次元データの生成技術を応用したGuidanceプロダクトについては、除雪支援システムの実装に加え、空港や物流施設内オペレーションへの横展開を進めました。加えて、公共エリア向けダイナミックマップの開発を目的としたBRIDGE事業、空港業務の生産性向上や高精度３次元地図データ更新技術の高度化を目的としたSBIR事業等、複数の国家プロジェクトを受託し、当社が保有する高精度3次元データ及び関連技術、各種知見を提供することにより社会課題解決に向けた取り組みにも貢献しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は5,686百万円（前期比23.8％減少）となりました。これは主として、先進国における高精度3次元データの新規整備が一巡したこと、

プロジェクトの実施時期の後ろ倒し等を背景に、主としてプロジェクト型売上が減少したことによるものです。営業損失は1,876百万円（前期　営業損失1,219百万円）、経常損失は1,651百万円（前期　経常損失1,414百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,708百万円（前期　親会社株主に帰属する当期純損失1,544百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,625百万円です。主な内容は、北米における地図データ整備費用であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、前事業年度までに実施した株式上場時の資金調達により得た資金について、主として事業基盤の強化及び研究開発への投資等に充当しております。当事業年度においては、新たな資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 事業成長の実現及び収益性の向上

当社グループの事業は依然として赤字状態にあり、収益性の向上を通じた黒字化の実現は、引き続き重要な財務上の課題であると認識しております。事業を取り巻く環境が変化するなか、既存顧客との長期的な取引関係の深化を図るとともに、車載向け事業（量産ライセンス）に加え、AI用途や産業・インフラ分野に向けた法人ライセンス事業など、複数の収益機会を組み合わせた事業ポートフォリオの構築を進めております。これにより、事業規模の拡大と併せて、中長期的な収益性の改善を図ることを重要な課題として取り組んでまいります。

② フィジカルAIの進展を背景とした「Data for AI」需要への対応

自動運転やロボティクス等の「フィジカルAI」の急速な進展に伴い、AIの開発・学習・検証に利用されるデータ（Data for AI）の重要性は一層高まりを見せております。一方で、AI関連技術や市場ニーズの変化は非常に速く、当社グループがこれらの潮流に迅速かつ柔軟に対応できない場合には、競争力の低下や事業機会の逸失につながる可能性があると認識しております。

このような環境下、当社グループは、研究開発体制の拡充及び外部パートナーとの連携等を通じて、技術・市場の変化に機動的に対応できる事業基盤構築に取り組んでまいります。また、「AIネイティブ」な高精度3次元データ・商品を整備することにより、フィジカルAI向けの「Data for AI」需要を着実に取り込むことで、法人ライセンスを中心とした収益機会の拡大を図ってまいります。

③　優秀な人材の採用と育成

当社グループが将来にわたり持続的な成長を実現するためには、優秀な人材の採用と育成が不可欠であると認識しております。特に、技術革新が急速に進む当社グループの事業領域においては、競争優位性の維持・拡大に資する高度な技術力を有するエンジニアの獲得及び育成が不可欠であると考えております。当社グループでは、優秀な人材の獲得に向けて今後も積極的な採用活動を実施するとともに、社内トレーニング体制の強化、専門性を高めるキャリア開発支援、並びに多様な人材が活躍できる企業文化の醸成等の施策を推進し、人材の確保・育成・定着に努めてまいります。

④　内部統制の強化

当社グループは、デジタル社会のインフラとして高精度位置情報基盤をグローバルに構築するプラットフォーマーとして、ユーザー及び市場からの高い信頼を確保することが持続的な成長に必要不可欠であると考えております。情報管理、財務、ITガバナンス、その他の社内制度などを含めた内部統制の構築、強化、改善に継続的に取り組み、経営の透明性と健全性を高めることで信頼を獲得し、企業価値のさらなる向上に取り組んでまいります。

⑤　M&A拡大を踏まえたグループガバナンス体制の構築

当社グループは、M&Aの拡大及び事業のグローバル化に伴い、グループの規模及び事業領域が拡大を続けております。この成長を持続的な企業価値の向上につなげるためには、グループ全体のガバナンス体制を一層強化することが重要な課題であると認識しております。

こうした認識のもと、グループ各社の自律的な経営を尊重しつつ、適切な統制と支援のバランスを確保するガバナンス体制の構築を推進してまいります。さらに、経営情報の可視化及び迅速な意思決定を可能とする仕組みの整備を進め、グループ全体としての経営効率の向上とリスク低減の両立を図ってまいります。

⑥　コンプライアンス及びリスク管理体制の強化

近年、企業における会計不正、情報漏洩及びサイバーセキュリティ等の不祥事が相次いで発生しており、企業に対する社会的信頼の確保及び持続的成長の観点から、コンプライアンス及びリスク管理の重要性は一層高まっております。当社グループにおいても、社会的信頼の確保と持続的な成長を実現するうえで、これらの取り組みを重要な課題の一つとして位置づけております。

こうした認識のもと、グループ全体を対象としたリスク管理の枠組みを継続的に見直し、重要リスクの特定・評価及び継続的なモニタリングを実施してまいります。加えて、

経営への適時適切な報告体制を確立するとともに、コンプライアンス教育の充実やインシデント対応体制の強化を推進し、グループ全体のリスク対応力の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第７期 (2023年３月期)	第８期 (2024年３月期)	第９期 (2025年３月期)	第10期（当期） (2026年３月期)
売上高	3,681百万円	5,567百万円	7,465百万円	5,686百万円
営業損失（△）	△3,999百万円	△2,554百万円	△1,219百万円	△1,876百万円
経常損失（△）	△3,453百万円	△2,490百万円	△1,414百万円	△1,651百万円
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△4,117百万円	△4,049百万円	△1,544百万円	△1,708百万円
１株当たり当期純損失（△）	△236.25円	△215.24円	△81.80円	△72.30円
総資産	18,532百万円	14,241百万円	15,975百万円	10,889百万円
純資産	8,786百万円	4,854百万円	8,958百万円	7,229百万円
１株当たり純資産額	465.56円	256.68円	378.15円	304.97円

(注) 当社は、2023年２月５日付で普通株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。１株当たり当期純損失（△）及び純資産額については、第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当記載事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Dynamic Map Platform North America, Inc.	2,004米ドル	100%	高精度３次元データの製作と提供
Dynamic Map Platform Europe, GmbH	25,000ユーロ	100%	当社グループ事業の拡販、市場調査
ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社	75百万円	95.1%	高精度３次元位置情報データ及びファイナンス・決済等のパッケージ商品の企画・開発・販売
ダイナミックマッププラットフォームコンサルタンツ株式会社	0.05百万円	100%	有価証券の取得、保有、売却及び管理に関する業務

③ 特定完全子会社に関する事項
該当記載事項はございません。

④ その他
該当記載事項はございません。

(7) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

事　　業	主　要　製　品
国内事業	自動運転、先進運転支援システム向け高精度３次元データの生成・販売 インフラ管理、デジタルインフラ構築、除雪などの用途の高精度３次元位置情報データの製作と提供
海外事業	自動運転、先進運転支援システム向け高精度３次元データの生成・販売

(8) 主要な営業所（2026年３月31日現在）

名　　称	所在地
本社	東京都渋谷区
Dynamic Map Platform North America, Inc.	米国ミシガン州リボニア

(9) 従業員の状況（2026年３月31日現在）
① 企業集団の従業員の状況
正社員210名（前連結会計年度比14人減）

② 当社の従業員の状況
正社員72名（前事業年度比０人増）

(10) 主要な借入先（2026年３月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
シンジケートローン	500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	125百万円
株式会社日本政策金融公庫	670百万円

（注）上記シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社商工組合中央金庫を幹事とする計５社からの協調融資によるものであります。

2．会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　50,000,000株

（2）発行済株式の総数　　23,624,850株

（3）株主数　　10,698名

（4）大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
株式会社産業革新投資機構	7,401,200株	31.32%
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	3,478,350株	14.72%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,137,200株	4.81%
野村信託銀行株式会社（信託口）	930,100株	3.93%
三井物産株式会社	560,500株	2.37%
SBI4&5投資事業有限責任組合	508,400株	2.15%
時津　昭彦	412,400株	1.74%
楽天証券株式会社共有口	357,000株	1.51%
株式会社トヨタマップマスター	320,000株	1.35%
野村證券株式会社	192,000株	0.81%

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当記載事項はございません。

（6）その他株式に関する重要な事項
該当記載事項はございません。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2026年３月31日現在）

氏　　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
吉　村　修　一	代表取締役社長CEO	Dynamic Map Platform North America, Inc. Chairman Dynamic Map Platform Europe, GmbH Managing Director ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社 取締役
麻　生　紀　子	取締役	グループ技術・生産担当
鈴　木　秀　和	取締役（非常勤）	株式会社アトラエ 取締役CFO
志　賀　俊　之	取締役（非常勤）	株式会社技術承継機構 社外取締役 株式会社and Capital 社外取締役 株式会社スマートドライブ 社外取締役
加　藤　徹　行	監査役	ダイナミックマッププラットフォームAxyz株式会社 監査役
中　山　達　也	監査役（非常勤）	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー
大　橋　俊　之	監査役（非常勤）	株式会社技術承継機構 職員 株式会社篠原製作所 社外取締役 京和精工株式会社 社外取締役 株式会社天鳥 取締役 株式会社多賀製作所 社外監査役 株式会社アドバンス 社外取締役

（注）１．取締役鈴木秀和氏及び志賀俊之氏は社外取締役であります。
２．監査役加藤徹行氏、中山達也氏及び大橋俊之氏は社外監査役であります。
３．監査役加藤徹行氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役大橋俊之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、取締役鈴木秀和氏、志賀俊之氏、監査役加藤徹行氏及び大橋俊之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当記載事項はございません。

(3) 責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を負う場合であって、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項が定める最低責任限度額を超える部分については損害賠償責任を負わない旨を定めた契約を締結しております。

(4) 補償契約の内容の概要
該当記載事項はございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる職務の執行に起因する損害賠償金と争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。
当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役及び子会社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(6) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等
① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
2023年９月29日に開催した臨時株主総会において、上場申請を特定の日付のものに限定することなく、上場申請が承認され上場することを条件として、当該上場日付で、取締役の金銭報酬の上限を年額１億円以内から年額５億円以内（うち社外取締役分は年額１億円以内）に、監査役の金銭報酬の上限を年額1,500万円以内から5,000万円以内に改定すると決議しました（以下「基本報酬枠」といいます。）。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は５名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は３名です。
また、2025年6月26日に開催した第9期定時株主総会において、当該基本報酬枠とは別枠で、事後交付型株式報酬制度に基づく取締役に対する当社株式の割当てのために支給する金銭報酬債権及び金銭の総額及び株式数について、年額8,000万円以内、年66,000株以内（うち社外取締役については年額2,000万円以内、年16,000株以内）とすることを決議しました。第9期定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は2名、本制度の対象となる社外取締役の員数は1名です。

② 取締役の個人別の報酬等の決定方法及び内容の概要

当社は、取締役の報酬等に関する評価・決定プロセスにおける公平性、客観性、透明性の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として報酬諮問委員会を設置しております。当社の報酬諮問委員会の役割は、取締役会の諮問に応じ、取締役の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、答申を行うこととしております。

報酬諮問委員会は、代表取締役社長と社外取締役で構成されます。委員長は取締役会の決議により、社外取締役の中から選任することとしております。当社の取締役の個人別の報酬額の決定方針は、報酬諮問委員会において、その妥当性を検証したうえで取締役会において決定しており、取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関しては、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、取締役の役割及び職責等にふさわしい水準とすることを基本方針としております。報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

また、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、従業員給与とのバランス及び経営内容等を勘案して、取締役の個人別の報酬等の額を、取締役会で決定します。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	61 (8)	49 (8)	11 (-)	- (-)	4 (2)
監査役 （うち社外監査役）	20 (20)	20 (20)	- (-)	- (-)	3 (3)

（注）1．当事業年度末日時点の取締役は４名（うち社外取締役は２名）、監査役は３名（うち社外監査役は３名）であります。

2．業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。
業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結での売上高と営業利益、個人別の担当管掌において果たすべき役割に係るOKR評価であります。
当該業績指標を選定した理由は、当社の経営計画達成に向けたインセンティブとして機能するようにしたものです。
業績連動報酬等の額の算定方法は、報酬予算額の30％を連結売上高と連結営業利益の達成度合い、残り70％のうち20％がOKR評価のうちルーフショット目標の達成度合い、50％が同ムーンショット目標の達成度合いとして算定しております。
なお、当事業年度を含む連結売上高と連結営業利益の推移は、１．企業集団の現況に関する事項の(5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

④　その他

上記のほか、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、株主重視の経営意識を高めること等を目的として、「基本報酬」及び「業績連動報酬等」とは別に中期的な売上規模を行使条件とした業績連動型有償ストックオプションを取締役（社外取締役を除く）に対し発行しております。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役鈴木秀和氏は、株式会社アトラエ取締役CFOであります。株式会社アトラエと当社の間には、特別な関係はありません。

・社外取締役志賀俊之氏は、株式会社技術承継機構社外取締役、株式会社and Capital社外取締役、株式会社スマートドライブ社外取締役であります。株式会社技術承継機構、株式会社and Capital、株式会社スマートドライブと当社の間には、特別な関係はありません。

・社外監査役中山達也氏は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナーであります。西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と当社の間には、特別な関係はありません。

・社外監査役大橋俊之氏は、株式会社技術承継機構職員、株式会社篠原製作所社外取締役、京和精工株式会社社外取締役、株式会社天鳥取締役、株式会社多賀製作所社外監査役、株式会社アドバンス社外取締役であります。株式会社技術承継機構、株式会社篠原製作所、京和精工株式会社、株式会社天鳥、株式会社多賀製作所、株式会社アドバンスと当社の間には、特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	鈴 木 秀 和	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席いたしました。 出席した取締役会において、長年にわたる大手金融機関での従事を通じて金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験、加えてCFOとして経営に参画していることを活かして意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員・委員長として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役	志 賀 俊 之	当事業年度開催の取締役会13回（2025年７月１日付で当社の取締役に就任した後に開催された取締役会13回すべて）に出席いたしました。 出席した取締役会において、企業経営に関する豊富な知識と自動車産業に関する幅広い知見を活かして意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長として、客観的かつ中立的な立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

社外監査役	加　藤　徹　行	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。 出席した取締役会において、金融関係業務や複数社における監査役経験による豊富な知識や高い見識等を活かして適宜発言を行っております。また、監査役会において、常勤監査役として当社のコンプライアンス体制等、監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	中　山　達　也	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。 出席した取締役会において、企業法務に関する豊富な知識を活かして適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等、監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	大　橋　俊　之	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。 出席した取締役会において、幅広い投資事業に携わり投資先の経営にも参画したことによる豊富な知識、経験や高い見識等を活かして適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等、監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。

4．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の連結子会社であるDynamic Map Platform North America, Inc.等は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているPricewaterhouseCoopersの監査業務を受けており、当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、当該報酬を含めております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5．会社の体制及び方針

（1）株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

（2）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく方針でありますが、現在のところは配当を実施しておらず、今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

現時点では、当社グループの事業は成長過程にあるため、財務体質強化と今後の事業拡大のために必要な内部留保の確保を優先し、なお一層の事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。また、内部留保資金につきましては、製品開発の継続的な実施や人材採用・育成の強化のために優先的に充当し、事業基盤の強化を図っていく予定であります。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,611**	**流動負債**	**2,614**
現金及び預金	3,658	買掛金	227
売掛金及び契約資産	2,708	1年内返済予定の長期借入金	725
未収入金	101	リース債務	28
その他	142	未払金	202
固定資産	**4,277**	未払費用	139
有形固定資産	**623**	未払法人税等	24
建物及び構築物	27	契約負債	1,150
機械装置及び運搬具	54	賞与引当金	75
工具、器具及び備品	459	役員賞与引当金	8
土地	30	株式報酬引当金	21
リース資産	34	その他	9
建設仮勘定	15	**固定負債**	**1,045**
無形固定資産	**3,532**	長期借入金	780
のれん	124	退職給付に係る負債	2
ソフトウエア	3,359	リース債務	26
ソフトウエア仮勘定	47	繰延税金負債	187
その他	0	その他	47
投資その他の資産	**121**	**負債合計**	**3,659**
敷金及び保証金	112	**(純資産の部)**	
繰延税金資産	0	**株主資本**	**6,972**
その他	8	資本金	100
		資本剰余金	11,054
		利益剰余金	△4,181
		その他の包括利益累計額	**232**
		為替換算調整勘定	232
		新株予約権	**19**
		非支配株主持分	**4**
		純資産合計	**7,229**
資産合計	**10,889**	**負債・純資産合計**	**10,889**

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		5,686
売上原価		4,875
売上総利益		810
販売費及び一般管理費		2,687
営業損失		1,876
営業外収益		
受取利息	1	
補助金収入	325	
その他	6	333
営業外費用		
支払利息	85	
為替差損	5	
支払手数料	16	
その他	0	108
経常損失		1,651
特別利益		
災害損失引当金戻入額	12	12
税金等調整前当期純損失		1,639
法人税、住民税及び事業税	38	
法人税等調整額	30	69
当期純損失		1,708
非支配株主に帰属する当期純損失		0
親会社株主に帰属する当期純損失		1,708

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,582**	**流動負債**	**1,211**
現金及び預金	2,715	1年内返済予定の長期借入金	694
売掛金及び契約資産	723	リース債務	28
未収入金	86	未払金	214
その他	56	未払費用	23
		未払法人税等	7
		契約負債	130
		賞与引当金	73
		役員賞与引当金	8
		株式報酬引当金	21
		その他	8
固定資産	**5,599**	**固定負債**	**675**
有形固定資産	**83**	長期借入金	600
建物附属設備	0	リース債務	26
工具、器具及び備品	41	その他	47
リース資産	41	**負債合計**	**1,886**
無形固定資産	**351**	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	304	**株主資本**	**7,275**
ソフトウエア仮勘定	47	資本金	100
投資その他の資産	**5,164**	資本剰余金	11,632
関係会社株式	5,058	資本準備金	11,632
その他	106	利益剰余金	△4,457
		その他利益剰余金	△4,457
		繰越利益剰余金	△4,457
		新株予約権	**19**
		純資産合計	**7,295**
資産合計	**9,181**	**負債・純資産合計**	**9,181**

損 益 計 算 書

（2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		1,312
売上原価		811
売上総利益		500
販売費及び一般管理費		1,417
営業損失		916
営業外収益		
受取利息	1	
補助金収入	325	
その他	9	336
営業外費用		
支払利息	84	
支払手数料	15	
その他	0	100
経常損失		680
特別利益		
災害損失引当金戻入額	12	12
特別損失		
関係会社株式評価損	3,797	3,797
税引前当期純損失		4,465
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	△12	△8
当期純損失		4,457

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　市　原　順　二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　千　葉　達　哉

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　市　原　順　二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　千　葉　達　哉

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイナミックマッププラットフォーム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関し各監査役の報告に基づき審議したうえで本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じ説明を求めました。

(2) 各監査役は取締役、内部監査室長その他の使用人等と意思疎通を図り情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し取締役及び使用人等から職務執行状況について報告を受け必要に応じ説明を求め重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し適正な監査を実施していることを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日改訂企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．各監査役の意見

監査役会の監査報告と異なる意見を有する監査役はいません。

4．後発事象その他の重要事項

会計監査報告に記載されていない重要な後発事象はありません。また監査のために必要な調査ができなかったこともありません。

2026年5月26日

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社
監査役会

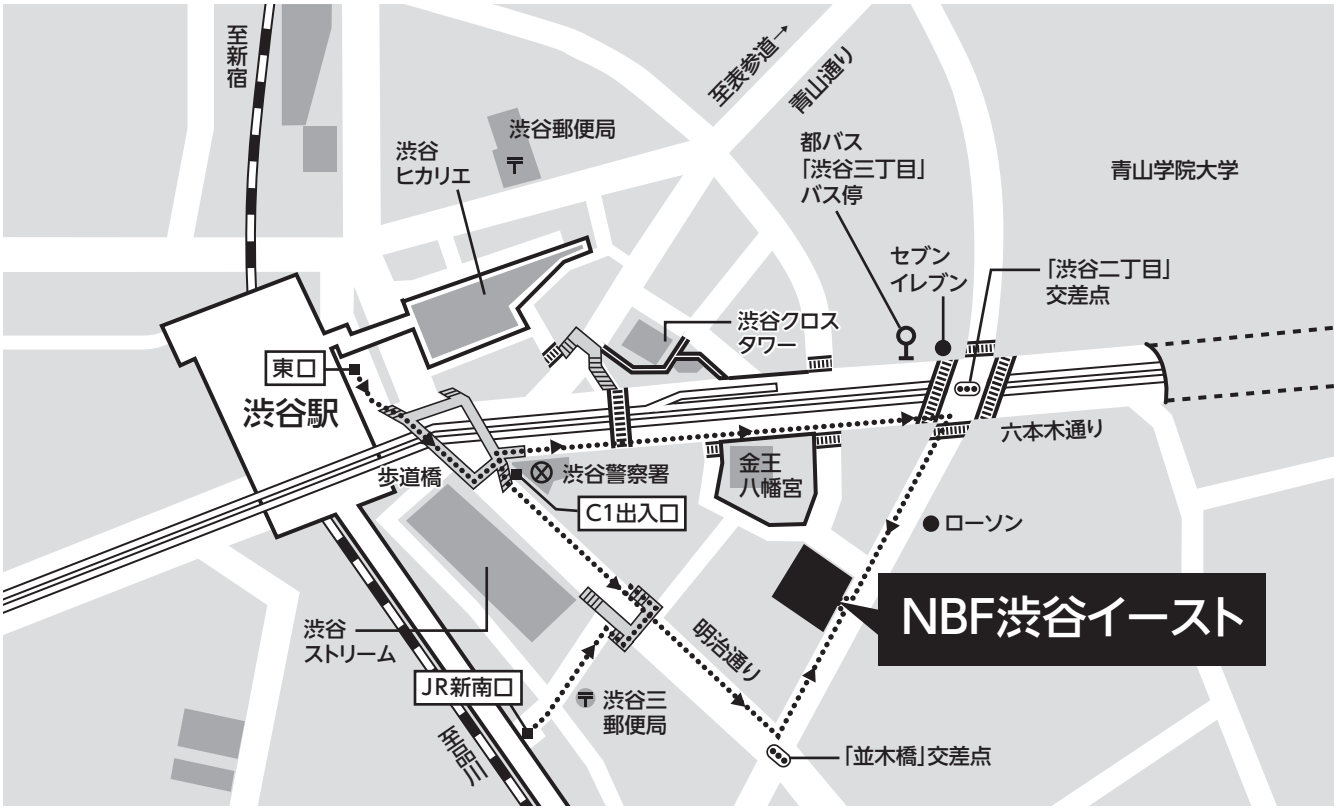
常勤監査役（社外監査役）	加　藤　徹　行
社外監査役	中　山　達　也
社外監査役	大　橋　俊　之

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号

NBF渋谷イースト1階
FStudio SHIBUYA



※渋谷駅東口交差点周辺工事に伴い、駅形状、出入口、歩行者ルートが変わる場合がありますので、ご注意ください。

<交通のご案内>

渋谷駅 東口より　徒歩7分　(JR線･銀座線･井の頭線)

渋谷駅 C1出入口より　徒歩7分　(半蔵門線･副都心線･東横線･田園都市線)

ダイナミックマッププラットフォーム株式会社

東京都渋谷区渋谷二丁目12番4号

https://www.dynamic-maps.co.jp/

UD FONT